

特記仕様書

工 事 名：令和7年度 交通安全対策事業 前原大窪原線（和根折線合流） 塗装工事

路 線 名：前原大窪原線

工事場所：和泊町 根折 地内

第1条 準拠図書

本工事は本特記仕様書、契約書、設計図書によることとし、特に定めのない事項については、下記のとおりによるものである。

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1)土木工事共通仕様書 | (鹿児島県土木部・令和7年3月) |
| (2)土木工事施工管理基準 | (鹿児島県土木部・令和7年4月) |
| (3)土木請負工事必携 | (鹿児島県土木部・最新版) |
| (4)道路事業の手引き | (鹿児島県土木部・平成30年3月) |

なお、これらに記載されていない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議し、かつその指示に従うこと。

第2条 施工条件明示

次の施工条件明示によるものとする

第3条 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

本工事の施工により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表）を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E表が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。

ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

特記仕様書

第4条 建設副産物情報交換システム（COBRISデータ）の提出

再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書については、全ての工事において数量の大小にかかわらず、施工計画書に含めて提出すること。

第5条 電柱，地下埋設物

（１）工事の際はほかの地下埋設物類（水道，下水道，地下埋設ケーブルなど）の有無を確認すること。

（２）地下埋設物類の位置を確認する場合は、手掘り又は潜水で該当する物件を目視確認すること。

第6条 工事進捗状況の報告について

本工事の進捗状況については、工事履行報告書により毎月25日（25日が休日の場合はその前の勤務日）までに監督職員に報告すること。

第7条 赤土等流出防止対策

赤土等流出対策については、鹿児島県大島支庁が定めた「赤土等流出防止の進め方」に基づき対策を講じなければならない。

- 1 掘削土，盛土材等はその日のうちに処理（捨土，盛土）し，一時的に置土する場合は降雨による赤土等流出の防止対策（ビニルシートで覆うなど）を講じる。
- 2 当日の盛土計画では，作業終了時までに締固め機械で十分に締固める。
- 3 法面保護工の施工までに長時間を要する場合には，暫定的な保護対策（アスファルト乳剤散布，ビニルシート被覆など）を実施する。
- 4 掘削法面肩部に土のう又は素掘側溝などを設け，法面に流入する雨水などを遮断する。
- 5 河川部などの工事においては，床堀時の濁水防止を図るため，発生源対策として，矢板または土のうなどによる十分な仮締切を実施する。
- 6 濁水は，直接河川に放流せず沈殿地（一次，二次，三次）へ，ポンプ排水し，その後上澄み水を河川へ放流する。
- 7 工事区域へ流入する雨水を素掘り側溝，土のう，管路などで迂回させる。
- 8 捨土前に赤土等流出防止施設を設け，赤土などが一度に下流河川に流出しないようにする。
- 9 捨土は法肩部が高くなるように勾配をつけて行い，捨土高に応じた法面はできるだけ早く法覆工を実施する。

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本 事 項	概算数量発注	・概算数量発注方式により積算・工期設定	共通仕様書 11-7-1-13	11-72	—
		設計金額2,500万円未満 標準工期+15日付与			○
		設計金額2,500万円以上 標準工期+30日付与			—
	契約保証金	・契約の保証は、当初請負金額が300万円を超える場合、請負金額の10分1以上の金銭的保証を要す。	契約書 第36条	—	○
	前払金	・前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	契約書 第35条	—	—
		→本工事（ゼロ県債）事業については、令和〇年4月〇〇日以降に請求することができる。			—
		・中間前払金を請求することができる。			—
	部分払い	・部分払いの請求は2回以内で、前金払がある場合でも2回とする。ただし、中間前払金があるときは、部分払いは行わない。	契約書 第38条	—	—
	余裕期間	・余裕期間設定契制度の対象工事	共通仕様書 11-7-1-29	11-81	—
		9月9日まで			
	週休2日（試行）	・「週休2日」試行工事（4週8休以上）	共通仕様書 11-7-2-9	11-85	○
	現場環境改善 （イメージアップ）	・現場環境改善の適用工事	共通仕様書 11-7-1-20	11-75	—
	請負代金内訳書及び工事 費構成書	・請負金額1億円以上かつ工期が6ヶ月を超える工事	共通仕様書 3-1-1-1	3-1	—
	品質証明	・予定価格1億円以上で対象工事 ※維持工事，建築工事，港湾漁港工事は除く	共通仕様書 3-1-1-6	3-5	—
	交通誘導員	・現道工事等における交通誘導員の資格要件の条件明示	共通仕様書 11-7-1-22	11-77	○
	熱中症対策	・熱中症対策に資する現場管理費の補正対象工事	共通仕様書 11-7-1-12	11-72	—
	時間的制約を受ける工事	・時間的制約を受ける公共土木工事の積算	共通仕様書 11-7-1-15	11-72	○
		①工事全体で制約			—
		②現道上の工種で制約			—
		③積算しない			○
	施工箇所所在	・施工箇所が点在する工事の積算方法	共通仕様書 11-7-1-24	11-78	—
		「〇〇地区，〇〇地区，〇〇地区」			
		一般管理費等の算出率は「〇〇地区」で設定			
	遠隔臨場（試行）	・公共工事等における遠隔臨場の試行工事	共通仕様書 11-7-1-16	11-73	—
	配置技術者等の途中交代	・技術者の途中交代	共通仕様書 11-7-1-3	11-69	○
	監理技術者等の専任を要しない期間	・請負金額3,500万円以上の工事	共通仕様書 11-7-1-4	11-69	—
	現場代理人常駐	・現場代理人の常駐を要しない場合の明確化	共通仕様書 11-7-1-5	11-69	○
	現場代理人兼任（試行）	・現場代理人の兼任に関する運用の試行 兼任可能3件，70,000千円未満など	共通仕様書 11-7-1-19	11-74	○

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容	出典	頁	該当項目
基本 事 項	特例管理技術者の配置	・下請合計金額4,000万円以上で、監理技術者の兼任を認めない工事	共通仕様書 11-7-1-18	11-73	—
		・下請合計金額4,000万円以上で、監理技術者の兼任を認める工事			○
	中間検査	・本工事は、中間検査を実施する工事（原則2,000万円以上）	共通仕様書 3-1-1-8 11-7-1-17	3-5 11-73	—
		・本工事は、中間検査を実施しない工事（浚渫、寄洲除去など）			○
	施工体制台帳 施工体系図	・施工体制台帳及び施工体系図等の取り扱い	共通仕様書 1-1-1-10 11-7-1-8,9	1-8 11-71	○
	CCUS	・建設キャリアアップシステム活用工事	共通仕様書 11-7-1-10	11-71	—
	地域外労働者確保	・地域外からの労働者確保に要する設計変更の試行について 三島村（全域）、十島村（全域）、口永良部島、加計呂麻島、与路島、請島の工事	共通仕様書 11-7-1-30	11-82	—
	法定外の労働保険付与	・「土木工事標準積算基準書」を適用する全ての工事	共通仕様書 11-7-1-14	11-72	○
	排出ガス対策型 第3次基準値	・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が困難と想定される場合 土砂掘削（SQ001）におけるバックホウ（山積み0.8m3）の機械損料（損料）の第2次基準値の建設機械	共通仕様書 11-7-2-11	11-86	—
		・排ガス3次基準以上の建設機械の確保が可能または可否の判断ができない場合 ○○（工種名）（S○○○○）における○○（建設機械名）の機械損料（損料）の第○次基準値の建設機械			—
	国土調査の基準点	・国土調査の基準点等測量標識等の保全	共通仕様書 11-7-2-1	11-83	○
	電子納品	・電子納品ガイドライン対象工事	共通仕様書 11-7-1-1	11-69	—
	県産資材の優先使用	・県産資材の優先使用	共通仕様書 11-7-1-6	11-70	○
	下請工事管内優先活用	・下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用	共通仕様書 11-7-1-7	11-70	○
	快適トイレ	・建設現場における「快適トイレ」設置試行対象工事	共通仕様書 11-7-1-11	11-72	—
	三者技術調整会	・本工事は、三者技術調整会を開催する工事	共通仕様書 11-7-1-23	11-77	—
		・本工事は、三者技術調整会を開催を予定していない工事			○
	スランプ	・鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値について	共通仕様書 11-7-2-10	11-85	—
	危機事象時緊急連絡先	・土木工事等において危機事象が発生した場合の対応 事務所名： 和泊町役場土木課 緊急連絡先： 0997-84-3520	特記事項	—	○
	暴力団不当介入	・暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置	共通仕様書 11-7-1-2	11-69	○
工 程 関 係	契約工期	・契約工期は、160日間とする。	共通仕様書 11-7-1-21	11-77	○
		・翌年度への繰越予定無し			○
	河川区域制約	・令和○年○月○日までは、出水期であるため着手できない。	特記事項	—	—

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
工程関係	占有物件など	・令和〇年〇月〇日までに、ＮＴＴ電柱移設が完了予定である。				特記事項	－	－
	部分引き渡し	・令和〇年〇月〇日に〇〇〇〇部分を引渡しを行う。				特記事項	－	－
	作業不能日数	・本工事の工期は、波浪等により作業不能日数を〇〇日見込む。				特記事項	－	－
	他工区との調整	・先行している工事の工期は、令和３年１２月〇〇日完成を予定しており、着手は、令和４年１月〇日から着手となる。				特記事項	－	－
用地関係	補償物件	・一部の用地については、現在移転中であり、令和３年〇〇月までに移転完了予定である。				特記事項	－	－
	工作物	・No.〇〇～No.〇〇までの区間は、農作物の収穫が終わる令和３年〇月〇日頃まで着工してはならない。				特記事項	－	－
	仮設ヤード	・本工事における〇〇の制作に当たっては、仮設ヤードとして下記を考慮。 諸条件により難い場合は、別途協議する。 (１)場 所： (２)期 間： (３)復旧条件：				特記事項	－	－
公害関係	公害防止	・本工事の仮締切りの鋼矢板の施工については、油圧式高周波型バイプロハンマによる打込み、電動式バイプロハンマによる引抜きを計画している。なお、現地の状況（土質、地質、周辺環境等）により、これによりがたい場合は、別途監督職員と協議するものとする。				特記事項	－	－
	水替・流入防止対策	・本工事における〇〇工については、〇〇による水替を〇〇日間（常時）を計画しているが、これによりが難い場合は、別途協議する。				特記事項	－	－
工事関係	ＩＣＴ活用工事	・発注者指定型（土工）10,000m3以上				試行要領	－	－
		・受注者希望型（土工）						－
		・受注者希望型（舗装工）						－
		・受注者希望型（舗装工（修繕工））						－
		・受注者希望型（法面工）						－
		・受注者希望型（付帯構造物設置工）						－
	コンクリート工	・コンクリートは、JISA5308に規定するレディーミクストコンクリートとし、品質については、下記のとおりとする。				特記事項	－	－
		呼び強度	スランプ	空気量	粗骨材最大粒径			
		18	8	4.50%	20			
		使用工種	水セメント比	セメントの種類	その他			
		縁石工、基礎工	65	高炉				
シラスコンクリート２次製品	・シラスコンクリート間知ブロック、・シラスコンクリート大型積ブロック、・シラスコンクリート歩車道境界ブロック（Ｂ型）、・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝及び蓋版（縦断用）、・シラスコンクリート落蓋Ｕ型溝（横断用）、・シラスブロック（平板型）・（地域自然石型）、・かぶせ蓋式Ｕ型側溝及び蓋版（道路用・水路用）				共通仕様書 11-7-2-6	11-84	－	
工事用道路関係	・盛土材の運搬経路は、土取場⇒主要県道 〇〇〇線⇒市道〇〇線⇒現場とし、他の経路は通行してはならない。				特記事項	－	－	
	・〇道〇〇号は、〇〇市との協議の結果、〇〇t以上の工事車両は通行してはならない。				特記事項	－	－	

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容			出典		頁		該当項目
工 事 関 係		・本工事施工に伴う工事用車両進入路のうち、粉じん防止のため1日〇〇回程度の散水を行うとともに、路面維持に努めること。			特記事項	－		－	
	仮設道路関係	・仮設道路については、別添資料のとおり、幅員W＝ m、延長L＝ mで計画している。これにより難しい場合は、別途協議するものとする。			特記事項	－		－	
	工事標示施設	・通常看板「道路工事現場における表示施設等の設置基準」 ・「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」追加看板			特記事項	－		○ －	
	仮設備関係	・本工事の施工のために必要な迂回路に仮設する仮橋の構造は、別添図面とおりとし、存置期間は、令和〇〇年〇〇月〇〇日とする。			共通仕様書 11-7-1-28	11-81	－		
		・本工事で設置した足場は、引き続き発注される〇〇工事（令和3年〇月発注予定）及び〇〇〇工事（令和3年〇月発注予定）に使用する予定があるので、工事完了後も存置するものとする。					－		
	ヤンバルトサカヤスデ	・ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について			共通仕様書 11-7-2-3	11-83	○		
	過積載防止	・建設工事における過積載防止の徹底について			共通仕様書 11-7-2-2	11-83	○		
鳥インフルエンザ	・高病原性鳥インフルエンザ対策の徹底について			共通仕様書 11-7-2-7	11-85	○			
建 設 副 産 物	建設発生土の処理	建設発生土は、下記の場所に搬出すること。 受入れ場所： 処分場名： 運搬距離： k m その他留意事項など：			共通仕様書 11-7-1-26	11-80	－		
	建設リサイクル法	工程	作業内容	分別解体等の方法（※）	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	○		
	①分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	鹿児島県における再生資材活用工事実施要領（土木）の運用	－			
		②土工	土工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
		③基礎工事	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
		④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
		⑤本体付属物	本体付属物の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用					
	※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は、記載の必要はない。 ②再資源化等をする施設の名称及び所在地	特定建設資材廃棄物の種類		施設の名称	所在地				
再生資源の利用	資材名		規 格	備 考 （使用箇所）	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	－		

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
建設副産物	建設発生土の利用	・〇〇に使用する土は〇〇工事の建設発生土を利用するものとする。				共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
	指定副産物の搬出	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-78	—
	建設汚泥の再生利用 ①処理概要	中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	—
	②「建設汚泥処理土の 品質区分基準」	品質区分基準	指標等		試験回数	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	/
		品質基準	コーン指数					
		生活環境保全上の 基準	土壌環境基準（環境基本法）					
			特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）					
	建設汚泥の搬出 ①施設の名称及び所在地	廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離	共通仕様書 11-7-1-25	11-79	—
								/
	②受入時間	〇〇処分場：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分 エコパークかごしま：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分						
	③その他 仮置き等必要条件							
	根株、伐採木等の利用 発生工事	保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内				共通仕様書 11-7-1-27	11-81	—
	利用工事	・〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引き受けることとする。						—
その他	関係機関との協議	・本工事における、下記工種については、〇〇〇と近接して施工するため、施工計画作成及び工事の施工にあたっては、十分に留意するものとする。				共通仕様書 1-1-1-36 11-7-2-5	1-28 11-84	—
	施工体制点業務への協力	・本工事の施工体制点検業務を委託している「施工体制調査員」が工事現場に点検を実施する。				共通仕様書 11-7-2-4	11-84	—
	路上工事の縮減	・路上工事縮減に関する行動計画 ①お盆 令和7年8月8日（金）22時～令和7年8月18日（月）09時 ②年末年始 令和7年12月26日（金）22時～令和8年1月5日（月）09時 ③交通への影響が大きい期間（祭り、イベント等）				特記事項	—	○ ○ ○ ○
	漁協権者との調整	・工事着手前に、内水面漁業権者と工法、施工時期、水質汚濁防止の方法等について協議し、河川工事の理解と協力を得ること。				特記事項	—	—
	工事現場発生品	・在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡すものとする。				共通仕様書 1-1-1-18	1-12	—
		現場発生品名		引渡場所				/

施工条件明示（特記すべき事項）

明示事項		明示内容				出典	頁	該当項目
その他	支給材料及び貸与品	・本工事における支給品は、下記のとおりとする。				共通仕様書 1-1-1-17	1-11	—
		支給品名	規格	数量・単位	支給場所			
	部分使用	・本工事については、工事引き渡し前に工事請負契約書第33条により下記について部分使用する場合がある。その際は、受注者の承諾を得るものとする （1）部分使用範囲：別添図のとおり （2）目的： （3）部分使用期間：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日				契約書 第34条	—	